

衆議院 農林委員會 議錄 第二十五号

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)

午前十一時零分開議

出席委員

委員長 井上 良治君
委員 岩本 信行君 理事 幸太郎君
理事 佐竹 新市君 理事 永井勝次郎君
理事 鈴木 強平君 理事 寺島隆太郎君
理事 森田 壽雄君 小川原政信君
小野 忠兵衛君 佐々木秀世君
重富 卓君 田口助太郎君
綱島 正興君 野原 正勝君
松野 鶴三君 八木 一郎君
山村新治郎君 渡邊 良夫君
河合 義一君 清澤 俊英君
田中織之進君 成瀬五郎君
溝淵松太郎君 守田 道輔君
神山 榮一君 小林 運美君
寺本 彌君 坪井 龜藏君
的場金右衛門君 平工 喜市君
松澤 一君 森山 武彦君
山口 武秀君 大龍代司君

出席國務大臣

農林大臣 永江 一夫君

出席政府委員

農林政務次官 大島 義晴君
農林事務官 山添 利作君
委員外の出席者
専門調査員 片山 徳次君
専門調査員 岩隈 博君

六月二十三日

指定農林物資検査法案(内閣送付)

(予備第十五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

農業改良助長法案(内閣提出)(第一

第一類第九号

農林委員會會議錄

第二十五号 昭和二十三年六月二十四日

○五号
食糧確保臨時措置法案(内閣提出)
(第二十五号)

○井上委員長 これより会議を開きます。

昨日質疑を終りました農業改良助長法案を議題として、この討論にはいりたかと思ひます。

○成瀬委員 討論につきましては討論を希望し、ただちに採決されんことを望みます。

○井上委員長 成瀬君の動議に御異議ありませんか。

○井上委員長 御異議なきものと認め討論は省されました。これより採決いたします。農業改良助長法案の原案に賛成の諸君は起立を願ひます。

(議員起立)

○井上委員長 起立給員、よつて原案通り可決確定いたしました。

なお衆議院規則第八十六條による報告書作成の件は、委員長に一任するに御異議ありませんか。

○井上委員長 御異議なきものと認めまして、そのように決しました。

○井上委員長 さらに上程されております食糧確保臨時措置法案の質疑にはいります。質疑は通告順によつて許します。清澤君

○清澤委員 第七條の五項に、市町村長は都道府縣の知事から指示せられたものを農業計画として、農民にそのことを指示するが、その場合「農業計画

において定めた配給数量に相当する数量の肥料、農薬又は農機具を、臨時物資調整法第一條第一項の規定による命令に基き、当該生産者に割り当てなければならぬ。このようにいふことになつておられますが、入用の物だけ全部買取るときは問題ないと思ひますが、もしそれが完全に渡らなかつた場合は、供出に対する責任は当然政府が負ふべきものであつて、農民は肥料がなかつたためとか、農機具がなかつたため、農薬がなかつたため、当然減産になつた場合には、それを承認せられ

ると思ひますが、その点はどうかになりますか。お伺ひいたします。あと逐條的にお伺ひいたしますが……

○山添政府委員 肥料を反當五貫とか五貫五とか約束しておるにかかわらず、実際は二貫目まで渡すことができなかった、そのために減産を來したというところで、自家保有量を欠くという状況になりますれば、これは当然供出について補正をいたすことになるわけでありま。

○清澤委員 小さい問題であります。第八條の第二項であります。この場合はいろいろな事情で減産を來した場合には「同項の事由が生じてから十日以内に、市町村長に、これを届け出ておかなければならぬ。このようにおられますが、これは第三項の「都道府縣知事の定める期間内にこれをしなればならぬ。これとの関係がはつきりいたしません。かりに水害があつて十日以内にこれを届け出たとします

が、一方には「都道府縣知事の定める期間内にこれをしなければならぬ」とあつて、これと非常に食い違ひがあつた場合にはどうなるか。この点であります。

山添政府委員 水害が、たとえば九月に出た、そうするとその水害の事実を届け出ておくわけです。村の方ではその状況を見ておく。それから実際に供出をまけてもらいたいというのは、そのときは水害によつてどの程度減収するかまだわからないから、それはほんとの收穫期になつて請求すればいいので

す。その場合に地方長官は、たとえばその地方で雨が降つて刈り取るのが十月十五日とすれば、それまでに請求をせよということをはつきりさせておくわけです。それは稻を刈つてから言つてこれでも困りますから、その辺のことをにらみ合はして、地方長官がきめるというわけです。

○井上委員長 これにて休憩いたします。

午前十一時七分休憩

休憩後は開会するに至らなかつた。

(参照)

農業改良助長法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的
今後におけるわが國農政の基本目標は、農業生産の基本條件を整備して國際水準に接近し、農業恐慌に對処することである。そこで農民の技術水準を向上させることは、その最も重要な方面である。よつて農業に

関する試験研究を奨めると同時に、他方これによつて得られた技術知識をあまり農民の間に普及し、現実の農業に確實に浸透せしめるよう、必要な措置を講じようというのである。

二、議案の要旨
(一) 國內における農業研究機關の有機連絡調整の緊密化を図るとともに、一定の計画の下に研究の助成を行う。

(二) 研究成果の普及浸透に關して、從來の指導農場方式をやめ、組織的に普及技術者を設置する。

(三) 以上の目的を達成するために交付する國庫の助成に關して規定を制定する。

本法案は第一章總則、第二章農業に關する試験研究の助長、第三章農業に關する普及事業の助長並びに附則より成る。

第一章はこの法律の目的を掲げ、自然科學的な技術のみならず、農民生活の改善を行ひ、當面榮養、衛生の方面について指導することを明かにしてゐる。尙本法は農畜一体化の線に沿ひ、畜産關係の技術改良に及ぶが、養蚕については、本法の適用外とせられる。本法を実施するに要する経費は、約五億圓である。

第二章は、國家が都道府縣及びその他の試験研究機關に對して資金を交付するための規定を掲げている。その数は全國を通じて七十五を超えてはならない。その内訳は、およそ三十が都道府縣の經營する試験研究

機関、後は大学、専門学校、優秀なる民間機関である。しかし後者に對して與えられる資金は、資金總額の二〇%を超えてはならない。なお交付資金は、いかなる場合にも、施設等に流用してはならない。

第三章は、農業に関する普及事業の助長に関する規定である。昭和二十年以來、農業技術の普及は指導農場を中心に行われて來たが、この指導農場は今後、農民の自主的な運営に委ねることとし、七月以降一切の助成金が打ち切られ、今後は専ら都道府縣が農林省と協同して行う「協同農業普及事業」に切り替え、補助金が交付される。補助金は、事業全体の経費の約三分の二を目途として與えられ、地方側の負担は約三分の一である。

この普及事業の担当者は「専門指導員」であつて、本年度において二級又は三級官五千人、その他千五百人を設置する予定である。

三、議案の可決理由

本法律案は、農業経営の合理化、農業生産の増大並びに農民生活の改善を図るために極めて緊要であり、すこぶる時宜に適したものと認め、政府原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年六月二十六日

農林委員長 井上 良次

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年九月六日印刷

昭和二十三年九月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局